G-MIS よくある質問

#### 令和7年1月14日作成

質問一覧

【基本事項】

- Q1 ユーザー名(ログイン ID)がわからない。
- Q2 パスワードがわからない。
- Q3 パスワードリセットのメールが届かない。
- Q4 メールアドレスを変更したい。
- Q5 定期報告等の報告はどこからするのか。
- Q6 機関名や住所を修正したい。
- Q7 医療機関を廃止した場合の手続きを知りたい。
- Q8 「出張専門の助産所」は報告の対象なのか。

【報告入力について】

※各報告事項の詳細については「報告事項説明資料」をご参照ください。

- Q9 報告時、基本情報登録画面にて「郵便番号と所在地が不整合です」 と表示され登録できない。
- Q10 一般向けの外来を行わない医療機関(企業内・施設内診療所など) を住民患者向け検索で表示しない方法はあるか。
- Q11 病院の人員配置はいつ時点のものを報告すれば良いか。
- Q12 「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス(疾患・治療) 詳細」の画面における「対象/対象外」を選択できない。
- Q13 対応可能な指定難病の「対応可能な」の定義は何か。
- Q14 G-MIS で報告を行ったにも関わらず、医療情報ネットで確認できない。

【定期報告について】

- Q15 定期報告開始時、保険医療機関番号確認画面で「データベースとの 照合に失敗しました。」または「対応可能な疾患、治療の内容に関す る前年度実施件数の情報がありません。」と表示される。
- Q16 定期報告時、前年度の情報をプレプリントしたいが、「保険医療機関 番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった。
- Q17 定期報告において報告情報で更新することがないため、まとめて入力 完了にしたい。

【その他】

- Q18 G-MIS からのメール配信(定期報告案内メール配信・定期報告督 促メール配信)に使用されるメールアドレスはどれか。
- Q19 G-MIS ログイン画面後、接続先選択画面にて「G-MIS」を選択して も「ホーム画面」に遷移しない。
- Q20 G-MIS にログインしようとすると、シングルサインオンエラーが表示される。
- Q21 スマートフォン・タブレットを使用して報告できるか。

### Q1 ユーザー名 (ログイン ID) がわからない。

石川県医療対策課までメールにてご連絡をお願いいたします。 メールにてログイン ID をお送りいたします。

件名: GMIS のログイン ID について【医療機関名】

本文:医療機関名、担当者、連絡先、ユーザー名がわからない旨を記載し てください。

(問い合わせ先: <u>iryokino@pref.ishikawa.lg.jp</u>) 一覧に戻る

Q2 パスワードがわからない。

パスワードをお忘れの場合は以下の G-MIS ログインページの「パスワードをお 忘れですか?」からパスワードをリセット願います。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/ ユーザ名(ログイン ID)を入力いただくことで、登録されているメールアドレス に、パスワードリセットの案内メールが送信されます。 一覧に戻る

### Q3 パスワードリセットのメールが届かない。

可能性のあるケースに対する対応方法を以下①~③に記載します。

①「パスワードリセット用 URL」は 1 度しかパスワード設定画面を表示すること ができず、2 回目以降はパスワードを設定する画面が表示されません。(1 回 目はパスワードの設定画面が表示されます。)

パスワードリセットの URL を利用するブラウザを変更し、再度パスワードリセット をお試しください。

②パスワードリセットを行う際に入力するユーザ ID に誤りがないかご確認ください。ユーザ ID が誤っている場合パスワードリセットメールが送信されません。 (全角半角や、大文字小文字の誤りが多くみられます。) ③ユーザ ID が正しく、パスワードリセットメールを受け取れてない場合は、利用 者様のメールサーバに原因がある可能性があり、受信設定をご確認ください。

上記①~③を行ってもなお事象が改善されない場合は、登録メールアドレスを 変更する対応となります。

石川県医療対策課までメールにてご連絡をお願いいたします。

件名:GMISのメールアドレス変更について【医療機関名】

本文:医療機関名、変更後使用したいメールアドレス、担当者、連絡先、メ ールアドレスを変更したい旨を記載してください。

(問い合わせ先: <u>iryokino@pref.ishikawa.lg.jp</u>) 一覧に戻る

#### Q4 メールアドレスを変更したい。

【G-MIS へのログインが行える場合】

ホーム画面の「ユーザ基礎情報登録」からメールアドレスの確認、変更が可能です。

<手順>

1.G-MIS ホーム画面で、「ユーザ基礎情報登録」タイトルメニューをクリック

2.「ユーザ詳細」が表示されるため、画面右上の「編集」ボタンをクリック

3.「ユーザを編集」が表示されるため、メールアドレスを変更

4.画面右下の「保存」ボタンをクリック

【G-MIS へのログインが行えない場合】

石川県医療対策課までメールにてご連絡をお願いいたします。

件名:GMISのメールアドレス変更について【医療機関名】

本文:医療機関名、変更後使用したいメールアドレス、担当者、連絡先、メ

ールアドレスを変更したい旨を記載してください。

(問い合わせ先: <u>iryokino@pref.ishikawa.lg.jp</u>)

一覧に戻る

## Q5 定期報告等の報告はどこからするのか。

G-MIS のホーム画面下部の「医療機能情報提供制度」ボタン(緑色)をク リックし、本制度のホーム画面に遷移します。遷移後、報告したい項目のボタン をクリックして報告を開始してください。

未報告報告中	報告済 確認完了済 ホーム画面 ( ) ※ 局 )	
AT ALEM USDUAL COMMENT COMME		年に1回以上、病院等・薬局の機関情報をG-MISで報 する必要があります。定期報告の案内メールを受領後、L 降の操作手順に沿って定期報告を行ってください。 ① 病院等の場合は「医療機能情報提供制度」ボタン、 局の場合は「薬局機能情報提供制度」ボタンをクリッ し、本制度のホーム画面に遷移します。 ※以降は「医療機能情報提供制度」の画面で説明しま 「薬局機能情報提供制度」も同様の手順です。

一覧に戻る

## Q6 機関名や住所を修正したい。

「新規報告」または「定期報告」または「随時報告」で修正ください。 各報告の「1.(1)基本情報」の報告ページに入力欄があります。 一覧に戻る

## Q7 医療機関を廃止した場合の手続きを知りたい。

定期報告・随時報告で「廃止日」を登録後、報告いただければ廃止機関となります。

廃止日の設定方法につきましては、随時報告の操作マニュアルをご参照くださ

い。 「随時報告マニュアル」 - 「3.その他機能」 - 「3-2. 報告機関の廃止報告」 一覧に戻る

#### Q8「出張専門の助産所」は報告の対象なのか。

[出張専門の助産所」に関しては、以下の各規定を踏まえると医療法第6条の3第1項における助産所とはみなされず、医療機能情報提供制度の報告機関ではないため報告は不要です。

既に G-MIS に登録されていて公表を取り下げたい場合、G-MIS で開設日を 未来日(100 年後など)に設定、または、休止日、廃止日を設定することで 医療情報ネットに公表されなくなります。

※廃止日を登録されると廃止機関となり、G-MIS 事務局により廃止済み機関のアカウント を棚卸し(無効化)する作業の中で削除されることがありますのでご注意ください。

(医療法第5条の規定)

「公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産師については、第六条の四の二、第六条の五又は第六条の七、第 八条及び第九条の規定の適用に関し、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす」

(「医療法の疑義に関する件」における規定)

https://www.mhlw.go.jp/web/t\_doc?dataId=00ta0796&dataType=1&pageNo=1 「出張のみによってその業務に従事する助産婦については、第八条、第九条、及び第四十一条の規定 の適用に関してのみその住所が助産所とみなされるのであり、その他の規定の適用に関しては、助産所と みなされない」

一覧に戻る

Q9 報告時、基本情報登録画面にて「郵便番号と所在地が不整合です」と 表示され登録できない。

「1.(1)基本情報」の報告ページに病院等・薬局の所在地として「所在地」

の入力欄がありますが、都道府県名が入力されていないと、ページ下部の登録ボタンを押した際に、「郵便番号と所在地が不整合です。」というエラー表示がされます。

(例:〇〇市〇〇町・・・のような入力になっている。)

つきましては、「所在地」の入力の際は、都道府県名を含めて正しく入力をお 願いします。

(例:石川県〇〇市〇〇町・・・のように入力をお願いします。)

一覧に戻る

Q10 一般向けの外来を行わない医療機関(企業内・施設内診療所など) を住民患者向け検索で表示しない方法はあるか。

病院、診療所、歯科診療所につきましては、報告項目の「1.(1)基本情報」 に「外来区分」という項目がございます。

こちらの項目に「9:その他一般外来を行わない」を選択した医療機関は、住 民患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されることはございません。

一覧に戻る

#### Q11 病院の人員配置はいつ時点のものを報告すれば良いか。

人員配置における「総数」は報告日時点の数値を報告してください。 <u>一覧に戻る</u>

Q12「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス(疾患・治療) 詳細」の画面における「対象/対象外」を選択できない。

「2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス(疾患・治療)詳細」 の画面に表示される「対象」「対象外」は選択項目では無く、制度上「前年度 実施件数」の対象又は対象外をお知らせする表示のみとなっております。 報告対象の場合は、「前年度実施件数」の項目が表示されますので、対象の 場合のみ前年度実施件数を入力ください。

前年度実施件数報告対象 🚯 対象 👌	前年度実施件数報告対象 ではないため、実施件数の 報告は不要です。
<ol> <li>沖経・脳血管領域</li> <li>00007:7 頸部動脈血栓内</li> </ol>	□膜剥離術
前年度実施件数報告対象 ①	
Additional Addition	

なお、「前年度実施件数」の報告対象となる診療内容等については、省令に て定められております。

■参照先

厚生労働省ホームページ(医療機能情報提供制度(医療情報ネット)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/teikyouseido/i

ndex.html

3. 関係規程等

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項

別表 2

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001096954.xlsx

一覧に戻る

## Q13 対応可能な指定難病の「対応可能な」の定義は何か。

指定難病に対する「対応可能な」の定義について、当該医療機関で難病の 診断まで行える場合「対応可能」と回答ください。

診断のみでその後のフォローはできず、「対応可能」とすると、期待外れにつながる懸念があると医療機関が考えるようであれば、念のため外来特記事項等に

### 詳細(経過観察、フォローはできない等)を自由記載ください。

一覧に戻る

## Q14 G-MIS で報告を行ったにも関わらず、医療情報ネットで確認できない。

以下の2点ご確認ください。

①報告項目の「1.(1)基本情報」の「外来区分」で「9:その他一般外来 を行わない」を選択した医療機関は、住民患者向け機能には表示されず、検 索結果として表示されることはございません。

②報告が「報告済」となっているかご確認ください。



報告済になっている場合、およそ一週間以内に県の担当者が確認します。確 認後、医療情報ネットに公開されますので一週間経過後も情報が公表されて いない場合、石川県医療対策課までご連絡をお願いいたします。 一覧に戻る

Q15 定期報告開始時、保険医療機関番号確認画面で「データベースとの 照合に失敗しました。」または「対応可能な疾患、治療の内容に関する前年 度実施件数の情報がありません。」が表示される。

■ メッセージ「データベースとの照合に失敗しました。」

く誤った保険医療機関番号を入力した場合>

正しい保険医療機関番号を入力してください。

保険医療機関番号は「都道府県番号+点数区分番号+医療機関番号」 で構成される 10 桁の番号です。

都道府県番号:石川 17

点数区分番号: 医科 1、歯科 3

医療機関番号:保険医療機関が診療報酬を請求するときに使用するコード です。東海北陸厚生局のホームページからお調べください。

東海北陸厚生局のホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage\_002 87.html

なお、照合先のデータベースは厚生局データに基づいて作成・更新が行われま すが、前年度末時点のデータと照合します。<u>令和6年3月末時点の保険医</u> 療機関番号を入力してください。

<非保険医療機関(自由診療の診療所等)の場合> 非保険医療機関(自由診療の診療所等)は、保険医療機関番号の確認 が行えないため、NDBデータからの疾患・治療のプレプリントは行えません。 データベースとの照合はできませんので、「スキップ」をクリックし定期報告を開始

してください。

■メッセージ「対応可能な疾患、治療の内容に関する前年度実施件数の情報がありません」

<NDB プレプリントデータが登録されていない場合> NDB プレプリントデータが登録されていないため、プレプリントすることができませんので、「スキップ」をクリックし定期報告を開始してください。 ※NDBとは

匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報(NDB; National Database of Health Insurance Claims and Speci fic Health Checkups of Japan)は厚生労働省が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、2009(平成 21)年より収集しているレセプト情報並びに特定健診・特定保健指導情報を集約したデータベースです。

一覧に戻る

Q16 定期報告時、前年度の情報をプレプリントしたいが、「保険医療機関 番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった。

定期報告における「保険医療機関番号確認画面」にて「スキップする」を押下した場合、次回以降のアクセス時は調査票入力画面に遷移します。

データベースと照合し、前年度のレセプト情報及び特定健診・特定保健指導 情報の集計結果をプレプリントをされたい場合で、

「保険医療機関番号確認画面」にて誤って「スキップする」を押下してしまった場合は、定期報告を取消し、最初からやり直してください。

なお、取消した場合、入力途中の定期報告の内容は削除され復元することが できませんのでご留意ください。

一覧に戻る

Q17 定期報告において報告情報で更新することがないため、まとめて入力完 了にしたい。

「一括入力完了」ボタンを使用すると、入力状況を一括で「入力完了」にする ことができます。ただし、一部の報告情報には反映されないことがありますので、 残りは「入力」ボタンより登録してください。

(※この機能は定期報告専用です。また、一度も報告を行っていない場合は利用できません。)

未報告 報告中 報告済 確認完了済	
調査票入力画面	※定期報告専
● 学生労働省G-MIS A-A ADV A&A7 (AMV MAT T FeAULUCED) 4 X00 # 430	「一括入力完了」ボタンを使用すると、一部報告項目を修 全ての入力状況が「入力完了」に更新されます。
	既に一時保存の項目は「入力完了」に更新されません。 本報告で更新対象の情報がある場合は報告項目を登録 した後、更新対象外の報告項目に対して「一括入力完" ボタンをご利用ください。 「未入力」の報告項目に前回報告の内容が保持されます。
<ul> <li>-括で入力売了の更新を実施します。よろしいですか?</li> <li>キャンゼル (2)</li> </ul>	<ol> <li>「一括入力完了」ボタンをクリックすると、実行確認画 が表示されます。</li> </ol>
アモガ酸省 G-MIS     ③     ④    「	② 「OK」ボタンをクリックすると、一部を除く全ての入力特況が「入力完了」に更新されます。
12.(1) はそれでは、ななせきでならいませーマス、(1)ませーマス、(1)またのまけ、オキロ     12.(1) はそれでは、ななせきでならいませーマス、(1)ませーマス、(1)またのまけ、オキロ     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)ませーマス、(1)またのまけ、オキロ     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)ませーマス、(1)またのまけ、オキロ     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)ませーマス、(1)またのまけ、オキロ     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)またのます。     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)またのます。     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)またのます。     12.(1) はそれでは、ななせては、(1)またのます。     12.(1) はそれでは、(1)またのます。     12.(1) はそれでは、(1)まののます。     12.(1) はそれでは、(1)まののます。     12.(1) は年では、(1)まののます。     12.(1) は年では、(1)まののます。(1)まののます。     12.(1) は年では、(1)まののます。     12.(1) は年では、(1)まののます。(1)まののます。(1)まののます。(1)まののます。(1)まののます。	③ 一括入力完了の更新後に、更新されなかった情報にいては入力確認のメッセージが表示されます。 「入力完了」になっていない報告項目は「入力」ボタンら資料」でください。

一覧に戻る

Q18 G-MISからのメール配信(定期報告案内メール配信・定期報告督促 メール配信)に使用されるメールアドレスはどれか。

G-MIS からのメール配信は、G-MIS ホーム画面の「ユーザ基礎情報登録画 面」にて登録されているメールアドレスを宛先として配信いたします。 一覧に戻る

Q19 G-MIS ログイン画面後、接続先選択画面にて「G-MIS」を選択しても 「ホーム画面」に遷移しない。

ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。 ポップアップブロックを解除いただくなど、ブラウザの設定をご確認ください。

また、ブラウザのバージョンが古い場合も表示されない可能性がございます。 利用しているブラウザを最新バージョンに更新いただくことをお試し下さい。 または動作環境としてる別ブラウザのご利用をお試しください。 (参考: 「G-MIS ログインマニュアル.pdf」-「3-1. 動作環境」)

■ポップアップブロック解除方法■

ブラウザによってポップアップブロックの解除方法が異なります。

以下は一般的なポップアップブロックの解除方法になりますが、バージョンアップ 等により解除方法が変わる可能性がございますので 最新の情報は、各ブラウザのマニュアル等でご確認をお願い致します。

<Microsoft Edge>

「…」から「設定」を選び、[Cookie とサイトのアクセス許可] を選択し、[すべてのアクセス許可] 内の[ポップアップとリダイレクト] を選択します。

[許可] の右側にある「追加」 を選択し、ポップアップブロック許可対象のサイト を追加します。

⇒追加サイト: https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/

⇒追加サイト:https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/

<Google Chrome>

メニューアイコンから「設定」を選び、「コンテンツの設定」で「ポップアップのブロック」 のスイッチをオン・オフに切り替えます。

## <Firefox>

メニューアイコンから「設定」を選び、「プライバシーとセキュリティ」を選択し、「ポップアップウィンドウをブロックする」のチェックを外します。

<Mac OS/Safari>

「環境設定」の「Web サイト」ボタンをクリックし、「ポップアップウィンドウ」を選び、 「以下の Web サイトでのみポップアップウインドウを許可」 セクションで「現在開 いている Web サイト」からポップアップを許可したいサイトをクリックします。 ⇒追加サイト : https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/ ⇒追加サイト : https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/ 以下も併せてご確認ください。 ・「以下のWebサイトでのみポップアップウインドウを許可」セクションに①サイト が表示されており、①サイトの右側に表示されるオプションが「ブロックして通知」、 「開かない」となっていないかご確認いただく。

・「ブロックして通知」、「開かない」となっている場合、右側にあるポップアップメニ ューにて「許可」を選択していただく。

一覧に戻る

Q20 G-MIS にログインしようとすると、シングルサインオンエラーが表示される。

G-MISのURLをお気に入りに登録いただいている場合等に発生しやすいエラーでございます。

「https://www.med-login.mhlw.go.jp/」にアクセスし、再度ログインを お試しください。

G-MIS の URL をお気に入りに登録する際は、URL は 「https://www.med-login.mhlw.go.jp/」でご登録をお願いいたします。 一覧に戻る

# Q21 スマートフォン・タブレットを使用して報告できるか。

G-MIS 自体には、スマートフォン・タブレットからでもログイン可能ですが、医療 機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の各画面については、スマート フォン・タブレットは動作保証対象外としております。スマートフォンやタブレットで 「PC 向けサイト」を表示した場合でも、動作保証対象外となります。

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度につきましては、<u>動作保</u> 証環境の PC のブラウザをご利用ください。

なお、動作保証環境は、「G-MIS\_操作マニュアル\_ログイン.pdf」-「3.動作 環境」-「3-1. 動作環境」P23 をご確認ください。

一覧に戻る